

一般研究助成選考規程

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団(以下「本財団」という。)定款第4条第1項第1号に基づく二分脊椎症及び水頭症に関する予防法・診断・治療法の進歩を促す医学研究の助成について必要な事項を定める。

(募集手続及び応募資格)

第2条 助成金の応募者(以下「申請者」という)の募集方法は、公募とする。

2 申請者は、所定の申請書(別紙様式1)を本財団に提出しなければならない。

3 申請者は、次のとおりとする。ただし、同一の研究で、国及び地方公共団体の公的補助、または財団法人等民間機関からの助成と重複しないことを原則とする。

(1) 中枢神経系病態およびその関連病態に係る教育、研究、保健または医療機関に所属する者

(2) 博士の学位を有する者、またはこれと同等以上の研究能力があると本財団が認めた者

(3) 研究開始時における年齢が45歳未満の者

(対象となる経費)

第3条 助成の対象となる経費は、研究等に直接必要な経費(諸給与等の経費は除く)とし予算の範囲内で助成する。(ただし、研究のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金はこの限りではない)

(対象となる研究)

第4条 対象となる研究は、次のとおりとする。

(1) 中枢神経系奇形一般の原因・予防法に関する研究

(2) 二分脊椎および関連脊髄疾患に関する研究

(3) 水頭症および関連脳疾患に関する研究

(選考及び決定通知)

第5条 選考委員会は、会長の諮問に応じてこの財団の事業に係る助成対象の選考並びに助成金額及び助成方法を審査し、これを会長に答申する。

(1) 会長は前項の答申に基づき、助成金の交付について内定し、助成金の交付と助成額は理事会で決定する。助成金の申請者に書面より可否を通知する。

(助成金の支払い方法)

第6条 助成金は、申請者の所属機関へ奨学寄附金として支払うことを原則とする。その場合、助成金の管理費、事務手数料については助成金の使途に含まないこととする。

(研究計画等および変更)

第7条 助成金受賞者は、助成金の交付決定後、助成金使途計画書および承諾書を本財団に提出すること。

2 助成金の交付決定後、研究計画を大幅に変更しようとする時は、書面をもって会長に承認を得なければならない。

(研究報告等)

第8条 助成金の交付を受けた者は研究終了後1ヵ月以内にその結果について別紙様式2により本財団に報告しなければならない。助成金受領後1ヵ年以内にその研究が終了しない場合は研究の遅延理由及び変更研究実施計画を報告しなければならない。

(監査)

第9条 会長は必要があると認めるときは理事会の承認を得て助成金の交付を受けた者に対し、経理及び研究事項等につき報告を求め、またその内容等につき監査することができる。

(研究報告の発表)

第10条 本財団は助成金の交付を受けて実施した研究の全部または一部を研究業績集として発表することができる。

2 申請者が助成金により行った研究の成果の全部または一部を発表する場合は、当該成果が「公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団(英文の場合は The Japan Spina Bifida & Hydrocephalus Research Foundation)の助成による」旨を明記するとともに、その刊行物または別冊の3部を添付して会長に報告しなければならない。

(助成金の決定の取消及び返還)

第11条 助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると会長が認めるときは助成金の交付決定を取り消すとともに、すでに交付した助成金の一部または全部の返還を求めることができる。

(1)虚偽その他の不正な方法により助成金の交付を受けたとき

(2)対象となる研究が中止となったとき

(3)その他助成金を目的以外に使用したとき

第12条 この規程の施行について助成選定方法に関する細則を別に定めるほか、研究に対する助成に必要な事項は会長及び理事長が定める。

附則 この規程は、本財団の設立許可があった日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

附則 この規程は、令和 2 年 3 月 8 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。